

パート・アルバイトで働く人の 扶養の範囲を確認しよう

パートで働く人が意識する所得税の「103万円の壁」

例えば、妻が夫の扶養の範囲内で働くケースでは、妻の収入（給与収入）が年間で103万円以下であれば、妻本人に所得税はかかりません。また、夫は自身の所得税の「配偶者控除」を受けることができます。それゆえ「103万円の壁」と呼ばれています。

配偶者控除には所得制限があり、夫の収入（給与収入）によって控除額が異なります（1,195万円を超えると控除を受けられません）。また、妻の年齢が70歳以上の場合は、配偶者控除の額が増額されます。（図表1）

図表1 配偶者控除の額

妻の年齢	夫の給与収入（目安）		
	1,095万円以下	1,095万円超～ 1,145万円以下	1,145万円超～ 1,195万円以下
70歳未満	38万円	26万円	13万円
70歳以上	48万円	32万円	16万円

妻の収入が100万円（自治体によっては93万円～100万円）を超えると住民税が課税されます。

また、夫が勤務先から支給される家族手当などは、妻の収入103万円以下を支給基準としている場合が多いため注意が必要です。

103万円を超えても150万円までは 配偶者特別控除が受けられる

夫の扶養の範囲内で収めるために、収入を103万円以下に調整して働くケースが多いようですが、世帯収入を増やすために、103万円を超えて働くケースもあります。

このケースでは、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、「配偶者特別控除」を受けられる場合があります。

配偶者特別控除には所得制限があり、例えば、夫の収入が1,095万円以下の場合、妻の収入が150万円以下であれば、満額の38万円の控除を受けることができます。

妻の収入が150万円を超えると、段階的に控除額が減るしくみになっており、201.6万円以上になると控除は受けられません。

所得制限は、夫の収入が「1,095万円以下」「1,145万円以下」「1,195万円以下」の3つに分かれ、収入が多いほど控除額が少なくなります。また、1,195万円を超えると、配偶者特別控除を受けることができません。

社会保険の扶養から外れる130万円と106万円の壁

妻が103万円を超えて働くケースでは、社会保険の扶養の範囲である「130万円の壁」に注意が必要です。

妻の収入が130万円以上（60歳以上は180万円以上）になると、夫の社会保険の扶養（被扶養者）から外れ、一定の条件のもと妻本人が社会保険料を支払う必要があります。

社会保険の扶養の範囲には「106万円の壁」もあります。これは、従業員の妻が、大企業でパート勤めをしているケースなど、一定の条件に該当すると、社会保険の扶養の範囲から外れ、社会保険料の支払いが発生します。

図表2 妻の収入の壁と扶養の範囲

妻の収入	税金・社会保険の扶養と配偶者控除等
100万円の壁	100万円（自治体によっては93万円～100万円）を超えると住民税が課税されます。
103万円の壁	103万円までは、妻に所得税は課税されない。夫は配偶者控除を受けられる。103万円を超えると、妻に所得税が課税される。夫は配偶者控除に代わって配偶者特別控除を受けられる。ただし、収入の増加に伴い、10段階で控除額が減少する。
106万円の壁	従業員501人以上の企業に勤務する妻の場合は、月額賃金8.8万円以上（年額105.6万円以上）など一定の条件に該当すると、社会保険の扶養から外れ、社会保険料の支払いが発生する。
130万円の壁	130万円以上で社会保険の扶養から外れ、一定の条件のもと社会保険料の支払いが発生する。
150万円の壁	150万円までは、夫は満額の38万円の配偶者特別控除を受けられる。150万円を超えると、妻の収入の増加に伴い、配偶者特別控除の額が段階的に少なくなる。
201万円の壁	201.6万円以上になると、夫は配偶者特別控除が受けられなくなる。

※ 妻の年齢が70歳未満、夫の給与収入が1,095万円以下の場合を例にしています。

出典 TKC事務所通信

SDGs書籍の発刊のご案内

当税理士法人代表 岡 春庭とSDGsコンサルタントの中島 達朗氏、特定社会保険労務士の岡 真裕美の3人共著『社長のためのSDGs実践経営』が9月7日に発売されました。Amazonにて購入できます。ぜひご覧になってください。

